

各位

会社名	東京エレクトロン株式会社
代表者名	代表取締役会長兼社長 東 哲郎 (コード:8035、東証第1部)
問合せ先	総務部長 阿曾 達也 (TEL 03-5561-7000)

株式交換の効力発生日の変更に関するお知らせ

2014年5月14日付の「東京エレクトロン株式会社及び Applied Materials, Inc.の経営統合に向けた東京エレクトロン株式会社及び TEL ジャパン合同会社の株式交換契約締結に関するお知らせ」及び同年5月28日付の「(訂正)「東京エレクトロン株式会社及び Applied Materials, Inc.の経営統合に向けた東京エレクトロン株式会社及び TEL ジャパン合同会社の株式交換契約締結に関するお知らせ」の一部訂正について」(併せて以下、「本開示済資料」)にてお知らせしておりますとおり、東京エレクトロン株式会社(代表取締役会長 兼 社長、CEO 東哲郎)(以下、「東京エレクトロン」)は、東京エレクトロンと Applied Materials, Inc.(社長 兼 CEO Gary Dickerson)(以下、「アプライド マテリアルズ」)との間の両社対等の経営統合(以下、「本経営統合」)の一環として、TEL ジャパン合同会社(代表社員 東京エレクトロン)との間で、本経営統合後に東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの完全親会社となるオランダ法準拠の会社(現商号 Eteris B.V.)(以下、「本統合持株会社」)の株式を対価として、TEL ジャパン合同会社を株式交換完全親会社、東京エレクトロンを株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「東京エレクトロン三角株式交換」)を行うことを内容とする株式交換契約(以下、「東京エレクトロン三角株式交換契約」)を2014年5月14日付で締結しており、2014年6月20日開催の東京エレクトロンの定時株主総会にて、東京エレクトロン三角株式交換契約を承認する旨の決議をしております。

東京エレクトロンは、2014年7月29日付「株式交換の効力発生日の変更に関するお知らせ」において、必要な諸手続を勘案し、東京エレクトロン三角株式交換の効力発生日を2014年9月24日から2014年12月30日に変更する旨お知らせしており、2014年11月28日付「株式交換の効力発生日の変更に関するお知らせ」において、同様に、東京エレクトロン三角株式交換の効力発生日を2014年12月30日から2015年3月24日に変更する旨お知らせしておりましたが、本日開催の東京エレクトロンの取締役会において、東京エレクトロン三角株式交換の効力発生日を下記のとおり再度変更(以下、「本変更」)することを決議し、TEL ジャパン合同会社との間で、本変更について合意いたしましたのでお知らせいたします。なお、本経営統合にかかる経営統合契約(以下、「本統合契約」)において、2015年3月24日までに本経営統合が完了しない場合には、東京エレクトロン又はアプライド マテリアルズは本統合契約を解除することができる旨を規定しておりましたが、当該日付を2015年6月30日に延長しております。

1. 東京エレクトロン三角株式交換の効力発生日の変更

変更前	2015年3月24日(火)(暫定)
変更後	2015年6月30日(火)(暫定)

2. 変更の理由

本開示済資料にてお知らせしておりますとおり、東京エレクトロン三角株式交換は本経営統合の一環として行われるものであるところ、本経営統合を実行するための経営統合契約(以下、「本統合契約」)には、適用される競争法に基づく関係当局の承認等、クロージングのための各種の前提条件が定められているため、東京エレクトロン三角株式交換の効力発生のタイミングは、これらの前提条件の充足又は放棄の状況によって左右されることとなります。

東京エレクトロンは、必要な諸手続を勘案し、東京エレクトロン三角株式交換の効力発生日を2015年3月24日から2015年6月30日に変更することいたしました。東京エレクトロン三角株式交換を含む本経営統合は、原則として本統合契約に定められた全ての前提条件につき、それぞれ充足又は放棄のいずれかがなされた日の翌日から10営業日が経過する日までの間で、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズが任意に定める日に効力を生じることとされております。そのため、変更後の東京エレクトロン三角株式交換の効力発生日についても、暫定的であって、本経営統合の前提条件の充足又は放棄の状況等に応じて、再度これを変更することがあります(注)。東京エレクトロン三角株式交換の効力発生日が変更される場合には、東京エレクトロンは、会社法の規定に従い、各変更前の東京エレクトロン三角株式交換の効力発生日の前日(効力発生日を前倒しする場合には、変更後の効力発生日の前日)までに、変更後の東京エレクトロン三角株式交換の効力発生日を公告いたします。

なお、本変更による東京エレクトロンの今期業績予想の変更はありません。

(注) 東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、本統合契約の全ての前提条件が充足又は放棄される時期が確定次第、効力発生日を再度調整の上、最終的に確定することを予定しております。なお、東京証券取引所における東京エレクトロン株式の上場廃止手続及び本統合持株会社の新規上場手続その他の必要な諸手続を勘案し、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、別途合意する場合を除き、本統合契約に従い、東京エレクトロン三角株式交換の効力発生日を、原則として、本統合契約の全ての前提条件につき、それぞれ充足又は放棄のいずれかがなされた日の翌日から10営業日目に設定する予定ですが、効力発生日が確定次第、速やかに開示いたします。

3. 今後の日程

東京エレクトロン三角株式交換変更契約承認取締役会	2015年2月26日
東京エレクトロン三角株式交換変更契約書締結	2015年2月26日
上場廃止日(東京エレクトロン)	2015年6月25日(暫定)(注1)
東京エレクトロン三角株式交換期日(効力発生日)	2015年6月30日(暫定)(注2)
本経営統合期日(効力発生日)	2015年6月30日(暫定)
本統合持株会社上場日(東証第1部(外国株))	2015年7月1日(暫定)

(注1) 上場廃止日は、東京エレクトロン三角株式交換契約の効力発生日の確定の状況を踏まえて、東京証券取引所によって決定されます。また、変更後の東京エレクトロン三角株式交換の効力発生日である2015年6月30日がさらに変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

(注2) 「2. 変更の理由」において記載いたしましたとおり、東京エレクトロン三角株式交換の効力発生日は暫定的なものであり、今後変更される可能性がございます。

以上

将来の見通しに関する記述

本書には、Applied Materials, Inc. (以下、「アプライド マテリアルズ」といいます。)及び東京エレクトロン株式会社(以下、「東京エレクトロン」といいます。)との間における経営統合(以下、「本経営統合」といいます。)及びそれに関連する取引その他の事項について、将来の見通しに関する記述(forward-looking statements)が含まれています。これらの記述は、想定される本経営統合の実行の方法及び条件、両社の事業の動向及び将来の業績、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンのシナジー並びにこれらに類似する事項について言及しています。将来の見通しに関する記述には、「予想する」、「考える」、「かもしれない」、「可能である」、「すべきである」、「する予定である」、「予測する」、「期待する」又はこれらに類似する表現が伴い、これらの記述の基礎となる仮定が含まれております。これらの記述は、この「将来の見通しに関する記述」に述べるものと大きく相違する結果となるような、既知又は未知のリスク及び不確定要素の影響を受けるものであります。かかる要素としては、当事者の本経営統合を適時に実行する能力、関連当局の承認を適時に得られること等の本経営統合完了の条件の充足、潜在的な訴訟の可能性(本経営統合自体に起因するものを含む)、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが、運営、商品ライン、技術及び従業員を成功裡に統合し、シナジー、成長及び本経営統合から生じる税金資産を実現する当事者の能力、認識されていない、過小評価されている、又は開示されていない義務又はその他の債務、世界経済及び事業環境の不確実性、電気製品及び半導体の需要並びに顧客の新技術及び生産量に対する要求といった多くの要素に左右される本経営統合後の製品の需要レベル、(i) 広範囲な製品の開発、実行及び維持、市場の拡大並びに新規市場の開拓、(ii) 費用構造を適時に事業環境に適合させること並びに(iii) 重要な従業員に対する誘引、動機付け及び継続雇用を実行する両当事者の能力並びにその他のアプライド マテリアルズ及び新設された統合持株会社であるエタリス ビーブイ(旧商号:テレーアプライドホールディングス ビーブイ)より米国証券取引委員会(Securities and Exchange Commission. 'SEC')に提出される書類及び東京エレクトロンより日本の金融庁に提出される書類に記載されるリスクが挙げられます。

「将来の見通しに関する記述」は全て、2013年9月24日又は特定の開示において明示された同日以降の日における経営者の判断、予測及び仮定に基づくものであり、適用法令上必要がない限り、アプライド マテリアルズ、東京エレクトロン及びエタリス ビーブイはいずれもこれらの「将来の見通しに関する記述」を更新する義務を負いません。